

平成28年3月8日（火曜日）

---

議事日程第3号

平成28年3月8日（火曜日）午前10時開議

---

第1 一般質問

第2 議案第50号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)

第3 議案第51号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)

第4 議案第52号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)

第5 議案第53号 大仙市行政不服審査法に基づく手数料条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)

第6 議案第54号 大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)

第7 議案第55号 大仙市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)

第8 議案第56号 大仙市営放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)

第9 議案第57号 大仙市太田農産物処理加工施設条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)

第10 議案第58号 大仙市西仙北地域産物加工販売施設条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)

第11 議案第59号 大仙市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)

- 第 1 2 議案第 6 0 号 大仙市工業等振興条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 3 議案第 6 1 号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 6 2 号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 6 3 号 大仙市生活支援ハウス条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 6 4 号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 6 5 号 大仙市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 6 6 号 大仙市大曲駅前第二地区都市再生住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 6 7 号 大仙市女性センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 6 8 号 大仙市民ゴルフ場整備運営基金条例を廃止する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 6 9 号 行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 7 0 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 7 1 号 大仙市地球温暖化対策基金条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 7 2 号 大仙市犯罪被害者等見舞金支給条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 7 3 号 大仙市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)

- 第 2 6 議案第 7 4 号 だいせんまちづくり基本条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 7 議案第 7 5 号 大仙市観光情報センター条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 8 議案第 7 6 号 大仙市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定手数料条例の  
制定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 9 議案第 7 7 号 大仙市過疎地域自立促進計画の変更について  
(質疑・委員会付託)
- 第 3 0 議案第 7 8 号 第 2 次大仙市総合計画基本構想の策定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 3 1 議案第 7 9 号 大仙市定住自立圏形成方針の策定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 3 2 議案第 8 0 号 大仙市過疎地域自立促進計画の策定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 3 3 議案第 8 1 号 協和中央地区簡易水道浄水施設整備工事請負契約の変更につ  
いて (質疑・委員会付託)
- 第 3 4 議案第 8 2 号 市道の路線の認定及び廃止について (質疑・委員会付託)
- 第 3 5 議案第 8 3 号 平成 2 7 年度大仙市太陽光発電事業特別会計への繰入額の変更  
について (質疑・委員会付託)
- 第 3 6 議案第 8 4 号 平成 2 8 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについて  
(質疑・委員会付託)
- 第 3 7 議案第 8 5 号 平成 2 8 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れにつ  
いて (質疑・委員会付託)
- 第 3 8 議案第 8 6 号 平成 2 8 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への  
繰入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 3 9 議案第 8 7 号 平成 2 8 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰  
入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 4 0 議案第 8 8 号 平成 2 8 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れにつ  
いて (質疑・委員会付託)

- 第 4 1 議案第 8 9 号 平成 2 8 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
- 第 4 2 議案第 9 0 号 平成 2 7 年度大仙市一般会計補正予算 (第 7 号) (質疑・委員会付託)
- 第 4 3 議案第 9 1 号 平成 2 7 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 4 4 議案第 9 2 号 平成 2 7 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 4 5 議案第 9 3 号 平成 2 7 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 4 6 議案第 9 4 号 平成 2 7 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
- 第 4 7 議案第 9 5 号 平成 2 7 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 4 8 議案第 9 6 号 平成 2 7 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) (質疑・委員会付託)
- 第 4 9 議案第 9 7 号 平成 2 7 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
- 第 5 0 議案第 9 8 号 平成 2 7 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 5 1 議案第 9 9 号 平成 2 7 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 5 2 議案第 1 0 0 号 平成 2 7 年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 5 3 議案第 1 0 1 号 平成 2 7 年度大仙市上水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 5 4 議案第 1 0 2 号 平成 2 8 年度大仙市一般会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第 5 5 議案第 1 0 3 号 平成 2 8 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算 (質疑・委員会付託)

- 第 5 6 議案第 1 0 4 号 平成 2 8 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 5 7 議案第 1 0 5 号 平成 2 8 年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 5 8 議案第 1 0 6 号 平成 2 8 年度大仙市学校給食事業特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 5 9 議案第 1 0 7 号 平成 2 8 年度大仙市奨学資金特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 6 0 議案第 1 0 8 号 平成 2 8 年度大仙市簡易水道事業特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 6 1 議案第 1 0 9 号 平成 2 8 年度大仙市公共下水道事業特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 6 2 議案第 1 1 0 号 平成 2 8 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計予  
算  
(質疑・委員会付託)
- 第 6 3 議案第 1 1 1 号 平成 2 8 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 6 4 議案第 1 1 2 号 平成 2 8 年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 6 5 議案第 1 1 3 号 平成 2 8 年度大仙市スキー場事業特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 6 6 議案第 1 1 4 号 平成 2 8 年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 6 7 議案第 1 1 5 号 平成 2 8 年度大仙市内小友財産区特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 6 8 議案第 1 1 6 号 平成 2 8 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 6 9 議案第 1 1 7 号 平成 2 8 年度大仙市荒川財産区特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第 7 0 議案第 1 1 8 号 平成 2 8 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算  
(質疑・委員会付託)

- 第71 議案第119号 平成28年度大仙市船岡財産区特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第72 議案第120号 平成28年度大仙市淀川財産区特別会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第73 議案第121号 平成28年度市立大曲病院事業会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第74 議案第122号 平成28年度大仙市上水道事業会計予算  
(質疑・委員会付託)
- 第75 議案第123号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
(説明・質疑・討論・表決)
- 第76 議案第124号 仙北中央地区簡易水道浄・配水場建設工事請負契約の締結について  
(説明・質疑・委員会付託)
- 第77 議案第125号 平成27年度大仙市一般会計補正予算(第8号)  
(説明・質疑・委員会付託)
- 第78 議案第126号 平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)  
(説明・質疑・委員会付託)
- 第79 陳情第42号 労働時間と解雇の規制強化を求める陳情 (委員会付託)
- 第80 陳情第43号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情 (委員会付託)
- 第81 陳情第44号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める陳情書  
(委員会付託)

出席議員(27人)

1番 佐藤芳雄	2番 秩父博樹	4番 佐藤隆盛
5番 後藤健	6番 佐藤育男	7番 石塚柏
8番 藤田和久	9番 佐藤文子	10番 小山緑郎
11番 茂木隆	12番 橋村誠	13番 古谷武美
14番 金谷道男	15番 高橋幸晴	16番 富岡喜芳
17番 大野忠夫	18番 小松栄治	19番 渡邊秀俊
20番 佐藤清吉	21番 児玉裕一	22番 高橋敏英

23番 武田 隆      24番 大山 利吉      25番 本間 輝男  
26番 鎌田 正      27番 橋本 五郎      28番 千葉 健

---

欠席議員（0人）

---

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

---

説明のため出席した者

市長	栗林 次美	副市長	久米 正雄
副市長	老松 博行	教育長	吉川 正一
代表監査委員	福原 堅悦	総務部長	佐藤 芳彦
企画部長	小松 英昭	市民部長	高階 仁
健康福祉部長	小野地 淳司	農林商工部長	今野 功成
建設部長	朝田 司	上下水道部長	岩谷 友一郎
病院事務長	柴田 敬史	教育指導部長	千田 寿彦
生涯学習部長	山谷 喜元	次長兼総務課長	伊藤 義之

---

議会事務局職員出席者

局長	木村 喜代美	次長	伊藤 雅裕
副主幹	齋藤 孝文	副主幹	富樫 康隆
主査	佐藤 和人		

---

午前10時00分開議

○議長（千葉 健） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

---

○議長（千葉 健） はじめに、定例会会期日程の変更について報告いたします。

本会議第4日の3月9日に予定していた予算質疑ですが、質疑者がいなかったため、昨日、議会運営委員会を開催し、別紙のとおり、定例会会期日程を変更し、3月9日の

本会議を休会としましたので、ご報告いたします。

---

○議長（千葉 健） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

---

○議長（千葉 健） 日程第1、本会議第2日に続き、一般質問を行います。

9番佐藤文子さん。

（「はい、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、9番。

【9番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（千葉 健） 1番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。通告に従い、早速質問させていただきます。

1番目に、公契約適正化の現状と公契約条例の制定について、お尋ねをいたします。

私は平成23年第1回定例会で、地域経済効果と雇用の安定確保、安心で質の高い公共事業や公的サービスにとって期待される公契約条例の制定について求めたところでありました。

それへの答弁で、市長は、全国市長会や大仙市議会が国において公共工事における公契約法を制定するよう求めていることを紹介しながらも、本市での公契約条例制定については整理すべき課題があり、国・県、他市の状況を把握しながら対応すると答えたのです。

また、市独自には、公共工事契約においてダンピング防止のための低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入、企業の技術力や地域貢献度などを評価する総合評価落札方式の導入、さらには価格競争による下請業者の経営や労働者生活賃金への影響回避のための事前協議による下請負届、調査などを行うなど、公契約の適正化に取り組んでいることが述べられております。

その後、国土交通省は、平成25年・26年・27年の3年間で公共工事設計労務単価を28.5%引き上げ、平成26年には国会で公共工事品質確保法の改正、建設業法の改正、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する一部改正の担い手3法を解決しております。

しかし、これだけの改善を行っても、現場の労働者の実際の賃金は改善されなかった

という調査報告もあります。

そこで伺いますが、市が行ってきた様々な公契約適正化の取り組みや国の制度、法改正のもとで、公共工事にかかわる労働者の賃金は上がったのでしょうか。現状をお知らせいただきたいと思います。

国が法改正や設計労務単価を大幅に引き上げたにもかかわらず、賃金が改善しないその原因は、重層下請負に伴う元請、中間業者のピンハネが解消されず、積算額が労働者に届かないことにあると言われていています。さらには、先に述べた改正法は、前向きな内容も多くありますが、現場労働者の賃金を保障する項目が全て外されているという点が特徴であります。

こうした問題を改善していく上では、設計労務単価に基づく賃金の保障や下請けの簡素化は欠かせません。これらは契約制度の見直しや総合評価をどんなに使っても、労働者の賃金を規定することはできないと言われていているのです。それができるのは、現状では公契約条例以外、ないとされています。

公契約条例は、公共工事、公共サービスなど民間事業者に発注して実行する際、低賃金を背景とするダンピング受注を排除して、公務・公共サービスの品質確保、事業者相互間と労働者相互間の公正競争を実現することを目的としております。法的には契約自由の原則と民法537条、第三者のためにする契約に基づいて、現場で働く労働者に契約で定めた以上の金額を支払うように双方で約束し合うことを根拠としているのです。

こうしたことから、公契約条例で最も重要な要件は、賃金の下限設定であり、最低賃金によらない「あるべき賃金額」を定めることで、公契約条例の最大の効果が発揮できるようになると言われております。

今、全国では、賃金の下限設定をもって公契約条例を制定している自治体が千葉県野田市、我孫子市、埼玉県草加市など18自治体となっております。ほかに賃金下限設定のない理念条例にとどまっておりますが、これを制定しているのが11自治体、これには秋田市が入ります。また、要綱に基づく指針としているのが10自治体であるなど、公契約条例は静かに広がっているようであります。

これまで公共工事における公契約条例について述べてまいりましたけれども、庁舎管理や各種サービスなどの公務・公共サービスにおいて、委託や指定管理も進んでおり、物品調達もあわせれば、たくさんの民間業者と契約を結んでいることから、これらでの公契約条例制定が有用性を示しているのではないかと思いますので、少しそのことにつ

いて述べます。

民間委託や指定管理は、公共工事と違い人件費の算出基準がなく、多くの自治体が前回、前年度実績を予定価格とする競争入札が行われるなど、価格の叩き合いが進んでいると言われます。委託費の大半を占める労働者の賃金の引き下げや非正規労働者の拡大をもたらして、官製ワーキングプアと言われる事態を生む要因にもなっているところがあります。

公務・公共サービスの質を確保し、やりがい、生きがいをもって働ける労働条件をしっかりと確保するという点で、委託や指定管理、物品調達における公契約条例の制定の意義も大きいと考えます。

公契約条例を実施し、賃金の下限設定を持っている自治体では、その効果がたくさん上げられているようであります。7つほど紹介します。

1つは、現場労働者への周知と労働者保護が必要であり、現場調査、通報制度の整備が大変有効である。2つ目には、賃金に見合う腕のいい労働者が集まり、工期も短縮でき、仕上がりもいい。3つ目には、賃金の下限が定められているため、交通費などの余分な出費を避ける傾向が生まれ、地元への発注が広がった。4つ目には、元請業者の責任で末端の労働者の賃金まで確保するために、重層下請を避ける必要が生まれ、下請の簡素化が進んできた。5つ目には、適正な賃金が支払われて仕事への誇りが生まれ、やりがいを感じるようになり、労働者のモチベーションが上がる。6つ目には、公務・公共サービスに対する意識が変化し、福利厚生の上昇に寄与する公的仕事への責任を自覚するようになった。7つ目には、ブローカー、ギャング業者が入札や請負等に参加できなくなり、悪質な業者を排除し、賃金が確保できるようになったといった7つの点が報告されております。

このように、公契約条例は発注者である行政、そして受注者、労働者の三者にとっても、誰も損をしない制度であると言われております。

以上申し上げましたが、公共工事や公務・公的サービスの公契約において、その品質を確保し、業界の健全育成や地域全体の雇用、賃金、労働条件の確保という点で大きな効果を発揮している公契約条例を、大仙市でも制定に向け検討されてはいかがでしょうか。

終わります。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤文字議員の質問にお答え申し上げます。

質問の公契約適正化の現状と公契約条例の制定についてであります。いわゆる公契約条例とは、労働者の賃金水準の向上による貧困や格差、官製ワーキングプアの解消のみならず、自治体が発注する公共工事や事務の委託などにおいて、人件費が競争の材料とならないよう賃金の下限設定を義務づけることにより、労働条件の引き下げ圧力がかからないことを目的としていると解釈しております。

公契約の原点は、昭和24年のILO（国際労働機関）の総会で採択された公契約における労働条項に関する条約と同勧告にあります。これに対し、日本政府は、賃金、労働条件に関して、国、自治体を問わず労働基準法等の関係法令に反しない限り、個々の取り決めに政府が介入することは適切でないとして、現在も批准していない状況にあります。

市が発注する公共工事につきましては、入札の過程や結果公表による透明性の向上、入札参加機会の拡大、応札者の費用低減、事務手続の正確さなどを目的に、全県に先駆け平成19年10月から電子入札制度を導入しております。

公共工事の発注においては、過度の価格競争、いわゆるダンピング防止のため、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入、下請負契約の事前協議制度の実施、さらには、工事の内容によって総合評価落札方式を導入し、価格のみならず企業の技術力や地域貢献の度合い、労働環境の確保状況などを評価対象とし、公共工事の適正価格と品質確保に努めているところであります。

また、随時行われる県からの労務単価改正には、即時に設計内容に反映し、適正な工事価格を設定しております。さらには、前払い、中間前払い制度、インフレスライド条項の適用により請負業者へ資金の円滑な提供に努めております。

賃金については、市が雇用する学校生活支援員などの臨時職員等についても、平成28年度当初予算においては、賃金単価の引き上げを図っております。

公共工事にかかわる労働者の問題については、公共工事の設計労務単価が、平成24年から3年間で全国平均28.5%上昇しております。本市においては、秋田県統一の単価を使用して積算しておりますが、特に東北地方は高く、秋田県でも3年間で36.9%上昇しております。

実際の賃金につきましては、会社それぞれの労使間での取り決めであり、市では把握

しておりませんが、大曲仙北雇用開発協会において、自主的に大仙・仙北地域における中小企業の賃金構造の実態を的確に把握し、各事業所における適正な雇用開発、労務管理に資することを目的に、中小企業賃金実態調査を4年ごとに実施しております。調査は、協会会員のほか、大曲商工会議所、大仙市商工会の会員や大曲公共職業安定所からの紹介事業所など約400社を対象としており、そのうち約45%に当たる180社から回答を得ております。

調査結果の業種別月収を比較してみますと、建設業では平成23年度、平均年齢43.8歳で月額22万8,911円に対し、平成27年度は平均年齢44.9歳で20万114円と減少している一方、製造業では平成23年度、平均年齢42.1歳で19万3,615円、これに対し平成27年度は平均年齢46.5歳で20万9,134円と増加しております。

また、業種全体では、平成23年度平均年齢42歳で21万6,024円に対し、平成27年度、平均年齢45.9歳で20万5,677円と減少しております。

公契約条例の制定については、現在、千葉県野田市をはじめ、全国で30自治体が制定しており、県内では秋田市が平成26年4月から施行しております。

本市といたしましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる担い手3法など既存法令を適正に運用し、公共工事等の発注に努めてきましたが、賃金が下がっているとすれば、何らかの対策をとる必要があると考えております。

公契約条例は、公共工事だけの問題ではなく、市が発注する業務委託など全体的な課題と捉えておりますので、今後、条例を制定している秋田市の現状などを参考にしながら、条例制定に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

#### 【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○9番（佐藤文子） 5年前とは違い、大変前向きな答弁をいただいたというふうに認識しております。答弁の中で報告されました賃金の実態については、正規職員というふうな方々の賃金でもあろうかというふうにも思いますけれども、市内には建設業者や公的サービスの委託業者、また、物品調達にかかわる事業所、こうしたところにも大変多く

の非正規職員、臨時、あるいはパートの職員の方々もいらっしゃるわけです。こうした方々への賃金保障というふうなことでの公契約条例というふうなものが十分適用されていけば、市内全体の賃金構造の引き上げにもつながっていくものだというふうに思います。臨時の非正規職員の方々が多く、地元で採用されている方々がほとんどでありますので、そういった方々の賃金もしっかり上げる、上がるというふうなことになれば、当然地元での消費活動も強まって、おのずとこの市税収入にも反映されてくるのではないかというふうなことで思いますので、是非制定に向けて頑張ってくださいなというふうに思います。

公契約条例で、質問でも言いましたけれども、最もその重要な要件となるのが賃金の下限設定であると。また、条例の中には正しく履行されているのかどうか調査を行ったり、また、そうした実態調査なども行われたり、通報者の保護というふうな項目もありまして、いわゆる市の公契約条例に基づいて、しっかりと業者さんが履行、条例に基づいた履行をされているのかどうか、そうしたことを行えるというのがやっぱり条例制定の大きな意義でもあろうかと思えます。もちろんこの条例制定には、事業所の公共事業にかかわる業者さん、そうしたところとの協力も大変必要なことであります。実施しているところでは、賃金が上がったり、また、社会保険料等がしっかり保障される、する分だけ見合った予定価格にしてほしいといったような内容も出されるなど、できるところから始めて、段階的に改善をしていくというのも今、全国で進んでいる公契約条例の中身であります。是非とも労働者及び非正規の労働者、そしてまた市内の事業所の皆さんにとっても、この条例が効果的に作用するような制定に向けて是非とも頑張ってくださいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 2つ目に、「ひとり暮らし高齢者の調査と支援に新しい視点を」というふうなことで質問をさせていただきます。

大仙市は高齢化の進展とともに、ひとり暮らし高齢者が年々増加しております。75歳以上のひとり暮らしの方は、平成26年7月1日現在で2,643人となっております。高齢者の多くが介護が必要になったとしても、住み慣れた我が家でサービスを受けながら暮らしたいと願っておりますし、人生の最後まで自宅で暮らしたいというふうに望んでいます。しかし、ひとり暮らしの方の場合、要介護状態になると、いずれ施設入

所となるのが現実でもあります。

この間、長年の知り合いであります2人のひとり暮らしの方が病気、入院をきっかけに、一人は遠方の娘さんの近くの施設に、もう一人は市内の施設に入所されました。かくて、お二人のご自宅は空き家となったわけでありまして。遠方に移った方の家は、誰も住まなくなって3年、屋根の軒先が壊れ、雨漏りがするようになりました。娘さんに連絡をし、相談をした結果、売却をすることになりました。もう一人の方は市内の施設に入所した方ですが、この方のお家は丁寧に使われておりましたが、築後50年近くもたつて老朽化が進み、本人も家に戻りたいという気持ちが強いものの体力の衰えもあり、やむなく家は処分しようというふうなことで解体をし、土地を処分いたしました。家、土地の処分手続は、お二人とも意志がはっきりと確認できる状態、健在な状態でありましたので、スムーズに事は進んだところであります。

周辺の皆さんからは、この家はあとどうなるんだろうと、どうする気なんだろうという、そうした心配する声も聞かれましたけれども、処分が済んで、正直周辺の皆さんからほっとした声が聞かれました。

長年の付き合いから、お二人の家の処分にまでかかわってしまった私は、ひとり暮らし高齢者が増え、施設入所や身内のもとへの転居、また、死亡によって、今後これは空き家は間違いなく増えていき、家屋の老朽化なども考えると、ひとり暮らしの高齢者の家や土地のこれからを思い巡らせてしまったところであります。

高齢者本人がどうしようとしているのか、身内に管理を任せられる人がいるのか、任せられる人の了解を得ているのか、また、その方がしっかり管理してくれるのかどうか、こういった疑問が次々とわいてきたのであります。

そこで伺います。高齢者プラン策定にあたっては、健康状態や社会活動状況、介護保険利用状況など日常生活圏域ニーズ調査が行われておりますが、ひとり暮らし高齢者にありましては、家や土地のこれからにかかわる意向や要望、実態調査を行い、見えてくる課題に対して、行政としてできる支援体制というものも確立していく必要があるのではないかと考えるものです。これらはいずれ空き家問題が全国的な問題になっておりますけれども、いずれ放置空き家、放置されたままである空き家というふうなものを、今後生まないというふうな立場からの提案でもありますので、是非検討願いたいと思います。

以上です。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松副市長。

【老松副市長 登壇】

○副市長（老松博行） 質問の、ひとり暮らし高齢者の生活圏調査と支援について、お答え申し上げます。

高齢社会の到来により、これまでは問題とされてこなかったことが、社会にとって、または高齢者自身にとっての課題として表面化してきていることがたくさんあるというふうに思っております。議員が問題提起されている、ひとり暮らし高齢者の家屋や土地の管理、死亡後の処分などもその一つであり、施設等に住まいを移し、介護サービスを受けられている方のみならず、要介護認定を受けていない元気な高齢者の方にとっても、これは同様の課題であるというふうに思っております。

大仙市高齢者プラン策定にあたって平成26年に実施した日常生活圏域ニーズ調査において、要介護認定を受けていない高齢者の一戸建ての持ち家率は9割を超えており、調査対象者のうち、ひとり暮らしの方のおよそ4割は「介護が必要な状態になっても自宅で暮らしたい」と答えております。これらの調査結果や今後一人暮らし高齢者の世帯が、ますます増加することなどを考えますと、いわゆる放置空き家の増加は明らかに予測できることであり、議員が提案されるとおり、行政としても予防的な対策を講じることは必要なことであると考えます。

比較的元気で自己選択が可能ならうちに、土地や家屋の管理、処分等については、ケアマネジメントの過程の中で意識してもらうような働きかけ、そして、次期高齢者プラン策定の際の生活圏域ニーズ調査による実態把握など、様々な取り組みが考えられます。

行政が個人の財産の管理や処分に直接介入することは難しいものの、相談につながるなどの支援の仕組みを作ることは可能だと思いますので、今後、具体的な取り組みを検討してまいります。

【老松副市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対して再質問ございますか。

○9番（佐藤文子） ありません。

○議長（千葉 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 最後に、上水道事業企業会計と簡易水道事業特別会計の統合問題についてお尋ねいたします。

平成29年度から、国の決定により上水道と簡易水道との経営統合が行われるということで準備が進められているようであります。経営統合後の簡易水道への国の補助事業や高料金対策、起債償還金の基準財政需要額算入がどうなるのかは全く示されているわけではありません。

独立採算制を原則とする企業会計である上水道事業と簡易水道事業は、その収支において余りにも格差が大きいわけであります。独立採算制を原則とし、平成21年以降、毎年2億円前後の純利益を上げ、建設改良や企業債償還の財源に回る余剰金として14億円余りをもっております。

こうした水道事業に対して簡易水道事業は、歳入に占める使用料の割合は4割台にとどまり、6割弱は一般会計からの繰り入れと国庫補助金、市債に頼っているのであります。

このように経営内容に余りにも大きな格差のある事業を統合したら、統合した時点で赤字に転ずることは目に見えるところです。

そもそも水道事業は、道路や交通、病院、下水道などと同様、住民生活に欠かすことはできません。行政の第一義的な事業であります。こうした社会性、公共性が強く、その自治体の文化水準を示すこうした試算、サービス形成の資金調達は、租税などを中心とする一般財源に求めるべきだと私はずっと考えています。

大仙市の上水道は、人口が密集していることや水道料金の適正化が繰り返される中で多額の利益を上げ、運営費や資本整備、償還金に至るまで、使用料収益で賄う非常に企業性の高い事業になっております。こうした経営倫理を簡易水道に持ち込むことは私は許されないのです。

簡易水道事業は、人口の減少や高齢化、節水意識の高まりなどから水需要はピークを過ぎ、減少に転じております。既に莫大な市債残高を抱え、新設、更新、改良等、今後も資本整備は必要であります。しかし、そのためには一般会計や市債、国庫補助金のさらなる補填が必要なものであります。したがって、簡易水道事業を利益追求で独立採算を原則とする企業会計である水道事業と統合することは、私は将来的にも無理があると思うものです。

そこで伺います。一つは、簡易水道事業と上水道事業企業会計の統合は、国の指示と伺いましたが、統合しなければならない法的根拠はあるのかどうか。また、統合しない場合には、ペナルティがあるのかどうか。2つ目には、簡易水道事業の上水道事業企業

会計への統合は、私は中止すべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（千葉 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。岩谷上下水道部長。

○上下水道部長（岩谷友一郎） 質問の上水道事業企業会計と簡易水道事業特別会計の統合問題について、お答え申し上げます。

本市の水道事業につきましては、給水人口が101人以上5千人以下の簡易水道事業が大曲及び太田地域を除き22地区あり、給水人口は全体で3万364人となっております。

一方、給水人口が5,001人以上の対象となる上水道事業は、大曲上水道事業の1地区で、給水人口は3万3,140人となっております。

はじめに、国による水道事業統合の指示についてでありますけれども、現在、簡易水道事業と上水道事業の統合に関する指示は出ておりませんが、それぞれ認可を受けている各地域の簡易水道事業を自治体ごとに統合、いわゆる一本化することにつきましては、平成19年に厚生労働事務次官通達として、統合を推進する内容で「簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱」の改正が示されております。

これは、平成29年度以降の整備事業につきまして、簡易水道事業の一本化がなされていない場合、国の補助対象としないというものであります。国庫補助金交付要綱等の改正によるもので、必ずしも義務的に事業統合を求められているものではありません。

こうしたことを踏まえ、本市では、現在進められている仙北中央地区簡易水道整備事業を最終として、平成28年度までに全ての水道施設整備事業を国庫補助対象事業として実施することとしております。

次に、簡易水道事業と大曲上水道事業の統合につきましては、議員ご指摘のとおり両水道事業において経営状況に大きな差が生じている現状から、事業統合により水道事業全体の赤字化という状況も見込まれております。

また、今後予定している大曲上水道宇津台浄水場更新事業のほか、玉川浄水場更新事業などの建設事業の推進に影響を及ぼすことも予想されることなどから、現段階では簡易水道事業と上水道事業の統合は考えておりません。

以上であります。

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対して再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○9番（佐藤文子） 簡易水道を統合しなければならない法的根拠はないんだというふうなのが結論だったと思います。そして、当面は統合することはしないというふうなことを申されましたけれども、実は本年度から始まる第2次総合計画というふうな中において、水道事業において非常に一般財源等に依拠しているというふうな経営状況から脱却するために、簡易水道の、まずは企業会計化を図って、そして、いずれ上水道との統合、会計統合したいというような旨の方針も書かれております。その点から・・・というふうに私は見ております。その簡易水道を企業会計化するというふうなことに、まず私は非常に問題があるというふうに思っています。企業会計というふうなのは、企業会計法で経済性を追求するというふうなこと、経営倫理はそういうふうになっております。そしてまた法律では、公営企業会計の法律では、水道事業も公営企業会計だというふうには捉えているけど、括弧書きで簡易水道は除くというふうにも明記されているものですから、この点からも、いずれ経済性はこの簡易水道については全く今後とも経済性を求めるというふうな事業にはなり得ないというふうに私は思っています。そういうふうな意味から、企業会計化を図っていくというふうなことは、今後もやらないでほしいというふうなことを申し上げたいと思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。これだけ確認できれば、私の質問を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの再質問に対して答弁を求めます。上下水道部長。

○上下水道部長（岩谷友一郎） 企業会計化が事業統合につながる問題ということで、この企業会計化に関しての質問に対して答弁したいと思います。

昨日の秩父議員の質問で、自治体の会計にも新しい会計、公会計制度を導入するというようなのが、そういう流れの中で、公営企業であるからこそ企業会計化を導入して、自らの財務状況を正確に把握して、健全な経営につなげる、さらには議会、または市民に対しても実態を見ていただく、監視していただくというためにも、この企業会計化というのは必要であると考えます。

企業会計に移行するからといって、すぐ事業統合ということではなくて、これはあくまでも会計手法として企業会計化を適用するということでもありますので、このことに関しても企業会計化に関連して国からの事業統合を求められているものではございません。

ご指摘のあったように簡易水道事業につきましては、毎年、一般会計からの多額の繰入金を入れて経営が成り立っているわけですが、このことにつきましては、簡易水道事業は生活、あるいは場合によっては生命にかかわる市民にとっては重要なインフ

ラでありますので、これまでその事業の継続を図るために一般会計からの繰り入れをしているものでありますけれども、市としましては、会計手法を企業会計化したとしても、これまでと同様なかかわりの中で支援を続けていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（千葉 健） 再々質問ございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○9番（佐藤文子） しつこいと思うかもしれませんが、会計手法を企業会計化というふうなことをやったからといって、国の補助金等いろいろ繰入れの基準もこれまでと変わるものではないというふうな立場のようではありますけれども、実際企業会計化をするということは、会計方式には非常に大きなこの問題あるからくりがありまして、水道事業が公営企業会計を行っているわけではありますけれども、まず、上水道事業会計というのは収益的支出というところに営業費用というものには、実際に現金の出し入れがない減価償却費が盛られておりまして、26年度決算ではそれが2億4,300万円というふうになっているわけです。この金額は営業費用にかかわる4割以上を占めておりまして、この額がかなり営業成績を示す大きな要因になっているわけです。ここ数年は、これを見積もることによってでも毎年2億円弱の純利益を生んでおります。しかし、これが少なくなると営業成績が悪くなれば、これは料金引き上げというふうなことで、これまでも上水道事業は繰り返してまいりました。こういうふうな会計の仕組みを簡易水道事業、いわゆる企業会計化するというふうなことは、途方もない減価償却費を発生させて、将来的にはもう営業成績は赤字続きというふうな状態になります。脱却するためには、際限のない料金の引き上げというふうなところで求めざるを得ないような状態になるのではないか、そういうふうな意味からもひとつ非常に問題があると思っております。

それからもう一つは、公営企業会計法では、いわゆる一般会計からの負担というふうなものには厳しく制限がありまして、負担できるものというふうなものを明記されております。もちろんこれには人件費だとかが入っておりません。そういうふうな意味で、今の大仙市の上水道に出ている一般会計というふうなものは、出資金というふうなことでわずか300万足らずの出資金、補助金は出してしております。この出し方は、あくまでもその会計状況を見て出すというふうなことになっているわけでありまして、非常に一般会計からのお世話にもなっていない、ほとんど料金収入でもって成り立っている大仙

市の上水道と。企業会計化というのは、こういうふうに経済性を追求する会計であるというふうなことを考えますと、どうしてもその会計方式を、この企業会計化するというふうなところになれば、この公営企業会計法に基づくやっぱり指導や、あるいは制約や、そういうふうなものが必ず出てくるのではないかというふうに思うものですから、簡易水道にはこの会計方式は適用させないでほしいと、住民の負担の問題等も考え、是非第一義的に市が行う事業の一つなんだというふうな立場で、企業会計というものではなくやってほしいというふうに、まずお願いをして終わりたいと思います。

○議長（千葉 健） これにて9番佐藤文子さんの質問を終わります。

【9番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（千葉 健） 一般質問の途中ではございますけれども、55分まで暫時休憩いたします。

午前10時46分 休 憩

.....  
午前10時54分 再 開

○議長（千葉 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。25番本間輝男君。

（「はい、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、25番。

【25番 本間輝男議員 登壇】

○議長（千葉 健） 初めに、1番の項目について質問を許可します。

○25番（本間輝男） 大地の会の本間でございます。

合併後10年が経過し、合併特例の地方交付税の上乗せ分が特例終了後も国により算定方法が段階的に見直され、その特例分の7割程度が継続して交付されるよう財政支援を国が決定いたしました。

当市においても前年比0.7%減の190億7,000万余りの交付税が確保される見通しであり、予算計上されております。

しかしながら、絶対的問題の人口減少、少子高齢化の進行、そして扶助費等の増加傾向は避けられず、相当なる困難を伴う編成であったと推察いたします。その中であって、冬期除雪費の当初予算計上は初めてのものとなり、当初15億円余りの財源不足が懸念されながらも、年度期間中を十分に見通し、勘案した本格予算となったことは、財政当

局の努力を良しとするものであります。

さて、本題であります質問に入らせていただきます。

わかりにくく、大豆交付金補助金の流れを示すために、大仙市農業再生協議会より出されております資料を、千葉議長のお許しをいただき提出しております。参考になれば幸いです。

さて、米依存に偏重した大仙市農業が大きな岐路、変革の時期を迎えております。米の増収、うまい米づくり、高品質米の生産過程の中、減反、生産調整、自由米、加工米、飼料米と変化し、政権が変わると名称変更する補助金制度も、それに伴い二転三転として今日に至り、米の生産・販売の自由化が現実視されております。大仙市においてもこれに対応すべく、農地の高生産性、規模拡大等を目指した基盤整備事業を推進し、その制度を活かした集落営農組織の育成、法人化等を積極的に推し進めております。

また、若年農業後継者育成を目的とした就農支援、「農業夢プラン」に代表される国・県の制度を活用した補助事業を積極的に取り組み、この変革に立ち向かおうとしております。

しかし、農業従事者の高齢化現象は事実として捉えなければならず、その解決策に明確な答えが見出せない現状であります。

そこで平成28年度、転作品目で生産が拡大しております大豆の国補助、「産地交付金」、「市補助金」の取り組みについて質問いたします。

大仙市では、国の制度（水田活用の直接支払交付金等の助成）を体系づけ、大豆・麦・そば・飼料米・加工米等の導入を推進しております。特に大豆栽培は、平成27年度、全市において1千町歩を超え、平成28年度は1,100町歩以上の作付が予想され、米に次ぐ主要品目となろうとしております。

この大豆栽培は、戦略作物として定額10a、3万5千円に、直接支払交付金、通称ゲタ対策による数量払い、そして当年産作付面積を対象とした営農継続払いが複合された収益性の高い作目として注目され、増加しております。そして、今回私が質問いたします国の産地交付金が、さらに積み上がる制度であります。平成27年度までの交付金制度を見直し、国は平成28年度より県を介し、交付金の8割を1次配分し、2割は実績評価を加味した交付金と変更した、不透明で不確実なものとなり、その制度運用と補助金の交付に苦慮する事態となっております。

この交付金は、端的に申し上げますと大豆の団地加算金が大半を占め、12町歩団地に

3万円以内、8町歩に2万円以内、4町歩団地に1万円以内が交付される制度であり、生産農家には好評であります。

平成27年では、太田200町歩、大曲110町歩、協和83町歩、中仙102町歩、仙北41町歩が主なもので、全市で549町歩の実績を示し、大豆作付面積の半分以上が団地加算対象であり、国より農家及び生産組織に直接支払われております。

大仙市では、生産農家が意欲と将来的戦略作物の重要性を鑑み、平成27年12月定例議会において、市一般財源より3,280万円、大豆加算2,470万円程の交付金不足を補填する補正対応をいたしました。あわせて、市単独支援「大豆栽培モデル対策事業費（大豆の品質向上・生産拡大に対する支援）」1,867万円も可決、農家に支払われる見込みであります。当市は、他町村より一歩前進させた積極的な取り組みを展開しております。

そこで質問の第1点は、水田活用の直接支払交付金等の助成の産地交付金は、大仙市では2億2,000万、大豆分1億600万と想定し、先に説明した1次分（8割）では12町歩団地10a当たり2万円、8町歩、1万3千円、4町歩団地、6千円となると思われます。これに実績を加味した2割部分の上乗せが認定されたと仮定しても、それぞれ10a当たり2万4千円、1万6千円、8千円程度と推定されますが、この数値は、私なりの私案も含むもので、誤りが生じているかもしれません。

平成28年度大豆部門団地加算の交付金の流れと数値予測を市当局にお伺いいたします。

第2点は、補助金交付金の見直しの背景にある国・県の対応、今後の方向性等の情報をどのように捉えておられるのか、大切な部分であり、今現在の状況を確認いたします。

第3点は、基盤整備等の進行により農地の汎用化が進み、収益性が高く、比較的栽培が容易な大豆栽培は、飼料米同様、確実に拡大するものと思料されます。特に団地化は、交付金・補助金の魅力により、一段ハードルを上げた積極的な取り組みが予想されます。

当市では、平成28年度大豆栽培面積の数値目標を、どう捉えておられるのか。あわせて、団地部分の構成を、どう想定しているのかお尋ねいたします。

第4点は、特に市長にお伺いいたします。平成27年度12月議会において、6款1項3目12事業に大規模団地倍増による助成金が不足し、新たに大豆作を中心とした転作対応による国産地交付金不足額への対応として、12町歩団地では10a当たり5,120円を市単独助成し、産地交付金満額3万円を達成しました。

今、国産大豆の需要は増大傾向にあり、大仙市においても26年度産大豆が1,302tの実績を上げ、主要農産物として定着しております。意欲ある生産農家、地域生産組織の育成を図り、市が重点政策として大豆の団地化を推し進め、ブランド化と体制強化による所得向上を目指すためにも、国産地交付金を活用した市単独助成は必要と考えます。

市財政との整合を計ることは当然であります。一千百、二百町歩程度の作付予想からして、市単独助成は3,500万から4,000万程の一般会計よりの補正対応と考えますが、支援助成を継続していく考えがあるのか、東北農研センター等での大豆検討会に意欲的に参加された市長の姿勢に期待を込めてお伺いいたします。

次に、大豆栽培モデル対策事業費について質問いたします。

この事業費は、米偏重政策の転換に対応し、土地利用型作物である大豆の収量、品質向上を図り、関係機関等と連携して栽培技術の向上と平準化を目指した大仙市独自の補助事業であります。

平成28年度予算では、前年助成実績を上回る4,630万余りが計上され、しかも地域振興基金繰入をもって臨む市当局の姿勢に好感を持つものであります。

さて、事業の大半は、栽培モデル経営体育成支援2,380万と高い品質大豆出荷奨励助成2,130万が大半を指すものと理解しておりますが、その制度がいま一つ生産者に理解されていない実態があるように感じられます。

そこで質問の第一点は、こうした助成制度の周知を強化し、わかりやすくすべきと考えますが、市当局の取り組みをお尋ねいたします。

第2点は、平成27年産大豆は、天候、台風等に恵まれ、そして生産意欲の向上により高品質大豆が増加し、市では本3月議会に再度補正対応するようではありますが、大豆生産において品質区分2等以上が全出荷の2分の1をクリアすることは至難の業であり、今少し工夫の必要性を感じますが、お伺いいたします。

第3点は、技術力アップと品質向上を拡大するためにも、実証栽培モデル地域を広げる必要性を強く感じております。農研機構が提唱する「培土期追肥」、「葉面散布」等技術普及を広めていく継続性が求められます。大仙市全体で1千町歩以上の作付の実態がある大豆栽培であり、さらに増加が見込まれる品目であります。市当局にあつては、今後こうしたモデル事業地域を増やす姿勢があるのかお伺いいたします。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 本間輝男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の「大豆」助成の必要性についてであります。はじめに、国の産地交付金制度につきましては、食糧自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るために国が進める「水田活用の直接支払交付金」の中に位置づけられたもので、地域の特色ある魅力的な産地づくりに向けた取り組みへの支援を行うものであります。交付金は、国から県を通じて市町村段階へと配分され、市町村や農業関係団体等で組織する農業再生協議会の場において、作物ごとの取組方針や助成内容等を決定して、最終的に農業者に交付金が支払われる仕組みとなっております。

この産地交付金について、平成28年度から国による運用の見直しが図られており、その要点としては、これまで1回で行われていた配分が、4月を目途に1回目、10月を目途に2回目と、2回に分けて行われること、また、2回目の配分にあたっては、各県における戦略作物の生産性向上や産地づくりに向けた取り組みが評価されること、さらに、各県への1回目の配分額については、平成27年度の当初配分の8割とし、2回目については留保分について県ごとの評価結果に基づき配分されることなどが示されております。

これに伴い、県から大仙市農業再生協議会に配分された1回目の配分額についても、昨年度の当初配分の8割相当額となる見込みであり、減少した配分額の中で効果的な産地づくりにつながるよう、助成内容について総合的な見直しを行い、2月8日に開催した大仙市農業再生協議会総会の場で活用方針を審議・決定いただいております。

28年度の産地交付金の大豆の団地加算については、配分額が一部留保されていること、また、28年度においても団地形成がさらに進展する見込みであることから、団地の区分ごとに4ha以上で10a当たり6千円、8ha以上で1万3千円、12ha以上で2万円を当初の単価に設定しており、27年度と比較すると減額となっております。

しかしながら、国からの2回目の配分により、最終的な配分額が昨年度と同水準となった場合には、現在把握している平成28年度の団地形成面積の見込みに基づき推計いたしますと、4ha以上10a当たり約8千円、8ha以上、約1万6千円、12ha以上で約2万4千円の水準まで、当初単価を積み増しすることができるのではないかと期待しております。

次に、交付金に対する国・県の対応等につきましては、今般行われた産地交付金の見

直しは、生産調整の手法が大きく変わる平成30年産を見据えて、産地間競争を交えながら、より各地の水田活用の取り組みを促進させようという国の意向が強く反映されているものであると捉えております。

このような中、米の生産数量目標の減少に対応しながら、広範な水田を有効に活用し、農業者の所得を確保、向上していくため、本市における土地利用型作物の重点作物が大豆であるという認識は変わりなく、産地交付金による大豆の支援を維持・継続していくという観点からも、県農業再生協議会と協調し、産地交付金の運用における一定の評価を得ることができるよう、引き続き高収量・高品質化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、28年度における大豆栽培面積の数値目標等につきましては、昨年12月に大豆団地を形成している市内の経営体に平成28年産に向けた計画を聞いたところ、栽培面積については、昨年比較でおよそ90ha増の約1,100ha、また、団地形成面積については、4ha以上団地で74ha、8ha以上団地で80ha、12ha以上団地で496haとなる見込みであり、全体の団地形成面積は、昨年比較でおよそ100ha増の約650haと見込んでおります。

次に、国の内示額が当初計画に満たなかった場合の対応についてであります。平成28年度の産地交付金を活用した団地加算については、栽培面積の増大傾向を踏まえた設定としており、単価の減額調整の見込みは、ほぼないと考えておりますが、見込みを上回る面積の増大により、前年同様に単価調整が行われる可能性は残されております。

その一方で、先に述べたとおり、国からの2回目の配分により当初設定単価へ上積みを行うことも期待されているところであります。

平成27年度における産地交付金を活用した団地加算については、平成26年産米価の大幅下落等を背景に、新規立ち上げ法人を中心に大豆による転作が有力化し、12ha以上団地の面積が前年比でほぼ倍増するなど、当初の見込みを大幅に上回ったことから、最終的には約83%の単価調整が行われる運びとなりました。

このことを受け、意欲的に大豆生産に取り組む経営体の所得を確保するため、平成27年12月定例会において、大豆団地加算については国と市からの助成金の合計額が当初設定単価による交付額と同額となるよう2,471万5千円の予算を補正し、年度当初に大豆生産農家に約束した金額は確保してまいりました。

平成28年度の対応につきましては、大豆への取り組みを力強く支援するという基本

的な方針は変わらないものの、産地交付金を活用した支援については、原則的には国から配分された交付金の範囲内で行われるべきであると考えております。しかしながら、国からの2回目の配分額や栽培面積・団地面積の状況が当初見込みと大きく異なった場合には、今年度同様、市の一般財源等による補填なども含めて検討していかなければならないと考えております。

次に、市独自の「大豆栽培モデル対策事業」についてであります。はじめに、助成制度の周知につきましては、これまでも集落座談会などを通じて説明に努めておりますが、今後もより丁寧に関わりやすい形で助成内容を説明し、営農計画に反映できるよう、周知を強化してまいりたいと考えております。

次に、大豆生産における補助基準についてであります。市独自の「大豆栽培モデル対策事業」の一環として、大豆の品質区分が1等または2等で、その割合が全出荷量の50%以上を占める経営体に対し、1等及び2等の数量を対象に60kg当たり3千円を交付する「高品質大豆出荷奨励助成金」による支援を実施しているところであります。

この助成金につきましては、国による畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタの上乗せの助成金という性格を持っていること、また、高品質大豆の生産に向けて一歩踏み込んだ取り組みに対する助成金であることから、転作助成金目的ではなく、意欲を持って高品質大豆生産に取り組み、販売につなげていくための事業であるという位置付けに基づき、この基準については、引き続き堅持してまいりたいと思っております。

次に、実証栽培モデル地域の拡充についてであります。平成26年度より、国の農研機構を中心に、県やJAとの連携しながら、高収量・高品質の大豆生産技術の実証をテーマとして「大豆栽培モデル対策事業」を実施しております。前年度との比較検討等の観点から、圃場の設置場所については基本的に固定することとし、実証により得られた成果を現地検討会や関係者が一堂に会する研修会の場で、大豆生産者の皆様と広く共有していただくという基本的な考え方です。平成27年度は、新規に大豆大規模団地を造成した経営体において新たな実証圃を設置いたしましたが、圃場条件が異なるなどの理由から、必要な場合には農研機構と相談しながら新たな実証圃の設置について検討してまいりたいと考えております。

また一方で、当事業は平成28年度までの3年間を一区切りとして、収量・品質目標に対する達成度等を検証することとしておりますので、その検証結果に加え、当事業が推進する中でいただいたご意見を踏まえながら、平成29年度以降の実証圃の設置を含

む大豆振興策を立案していきたいと考えております。

本事業につきましては、平成27年度において団地形成に関する取り組みが進展し、実績見込額が当初予算額を上回ったことから、平成27年12月定例会において予算を補正しておりましたが、このほど大豆の乾燥調整及び検査が終了し、収量で10a当たり190kgと、前年産の10a当たり154kgから36kg、率にして23%の増、1等及び2等の品質割合で39%と、前年産の25%から14ポイントの増となり、前年までの実績を大きく上回っております。平成27年産においては、気象条件に恵まれたことに加え、高品質な大豆をしっかりと生産し、販売につなげていくという生産者の皆様の高い意識が結実したものと感じております。

これに伴い、当該助成金の見込み額が補正済の予算額をさらに上回ることから、この後、今次定例会に再度補正予算を追加提案させていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、大豆栽培モデル対策事業の実施成果につきましては、今月25日に開催する大仙市農業研修会の場で、実証事業の推進にご尽力をいただいております農研機構・東北農業研究センター大仙地域拠点の持田上席研究員より報告をいただくこととしております。また、この研修会では、新規就農者研修施設の研修生による報告のほか、新たな大仙市農業振興計画の策定に携わっていただきました秋田県立大学生物資源科学部の長濱教授からも「農業をとりまく環境の変化」や「TPP交渉の大筋合意の影響」などに関するテーマでご講演をいただくこととしております。議員各位をはじめ、多くの農業関係者にご参加いただき、有意義な研修会となるよう周知に努めてまいりたいと思っております。

**【栗林市長 降壇】**

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○25番（本間輝男） 今、なぜこの当初予算審議の時期に国交付金、それに対応した補助金等の質問をいたしたわけは、生産農家は、もう今年の営農計画を作成し、準備をしなければならない時期であるからです。私ども仙北地域の大規模大豆生産組合においても、作付面積の検討、同意、そして計画と準備が進み、国・県の交付金の状況を確認しながら各種の補助金の動向等を勘案した収支見通しを検討しております。

あわせて、若い後継者と年配の方々の効率的作業体系の取り組みを検討されており、意欲的に取り組んでおります。

今、国の交付金、補助金に依存しない強い農業が叫ばれてはおりますが、農地管理機構を通じて出し手、受け手の農地の集積が確実に増加傾向を示しており、規模拡大に法人・生産組織等の育成が急務であり、国の食糧計画の面からも補助を必要としている実情にあります。生産農家とともに歩む市政を望み、この項の質問を終わります。

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○25番（本間輝男） 先日、ある会合の後に、小さな子どもを持つ母親から「なぜ大仙市には同じ子どもたちが通う幼児施設の運営に「大空大仙」と「大曲保育会」という2つの法人があるのですか」と言われ、その返答に戸惑う場面に遭遇し、日頃の勉強不足と認識不足を確認し、反省した経緯がありました。

確かに合併10年が経過し、市民の意識も変化し、「大仙市」と呼ぶことには何ら抵抗なく受け入れられる昨今の状況にありますので、なおさらこの感を強くいたしました。

さて私は、幼児教育、子育て支援といった領域は、全くと言っていいほど理解度が不足しており、所見はもちろん、論も持ち合わせない人間であることを承知の上で市民目線で質問いたします。

大曲保育会は、設立50年が経過する法人組織であり、長年、幼児教育に傾注されてきたと伺います。片や大空大仙は、旧町村より引き継がれ、法人化されて運営8年になると認識しております。社会福祉法人大曲保育会は、ゼロ歳から5歳までの1,150人の乳幼児を、法人職員142人、市派遣職員3人、嘱託・臨時等合わせて258人の職員が従事し、社会福祉法人大空大仙では、1,357人の乳幼児を法人職員153人、市派遣職員17人、嘱託・臨時合わせて360人が在職し、両法人とも懸命に乳幼児の教育・子育てに努力されております。そして、ここ数年よりは、文科省の幼稚園と厚生省の保育園が一体化された認定こども園が誕生し、必然的にその数を増やしております。

質問の第1点は、市派遣職員は今現在、大曲保育会に3人、大空大仙17人で正しいのか、あわせて市職員適正化計画等に沿って平成27年度で派遣は終了する予定であるのか確認いたします。

第2点は、両社会福祉法人には、市単独補助金が投入され、経営の安定を支える大きな要素となっております。大曲保育会には、27年実績見込みで、大曲駅前こども園開園に伴う増額を含む7,390万円余り、大空大仙には、27年度実績見込みで1億

4, 400万円程、その大部分が市単独補助金の性格を持つ補助金が支出されております。

また、長年の経営からして、大曲保育会には、人件費、施設整備費等の積立金が8億2,600万余りが存在し、法人化間もない大空大仙にも、同じように2億4,800万円余りの積み立てが計上される財務状況にあります。私が申し上げた数字に間違いがないのか確認いたします。

市が支援する法人の性格からして、補助金と積立金の整合性を、市はどのように捉えており、将来的方向を検討しておるのかお尋ねいたします。

第3点は、両法人の保育士給与に確かな差異が生じており、例えば平均的37歳保育士の場合、給料月額では、ほぼ両法人とも同額でありながら、手当、ボーナス等では、大曲保育会が高い数字が示されております。単純比較で申し上げるものではありませんが、当然退職金等にも影響されるものと思料されます。両法人とも同じ大仙市に存在し、同じ支援、社会福祉法人であります。今後、市としてどのような関与と指導、申し入れの検討をし、是正していく考えがあるのか所見を伺います。

第4点は、当市の少子化は確実に進行し、市も懸命に子育て支援を展開し、その充実に努めております。そこで、将来を見据え、行政効果の向上と財政状況を考慮するならば、近い時期の統合も視野に入れた検討に入るべきと思います。設立の年数、財務状況、人材等様々な問題が存在し、簡単な性質のものでないのは理解できますが、両法人の人材交流といった、やればできることから機運を盛り上げて、大仙市の子どもたちを一つの社会福祉法人として、市民とともに育て上げていく考えと思いがあのかお伺いいたします。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の社会福祉法人「大曲保育会」、「大空大仙」の現状認識と方向性についてお答え申し上げます。

はじめに、市からの派遣職員数につきましては、社会福祉法人大曲保育会の事務局へ3人、社会福祉法人大空大仙の事務局へ3人、保育士として14人が派遣されております。

社会福祉法人大空大仙への保育士の派遣につきましては、平成20年に締結した協定により平成29年度で終了となりますが、両事務局への市職員の派遣につきましては、

市の子育て支援業務と密接な関係があり、円滑に事務を進める必要があることから、当分の間、継続してまいりたいと考えております。

次に、社会福祉法人への市補助金につきましては、決算見込み額であり、法人の積立金の額につきましては、現況報告としてホームページ等で公表されているものであります。

補助金につきましては、施設整備や大規模修繕など、国・県の補助対象事業に対する市の補助や、保育所や幼稚園に対する給付費の基準単価では不足が生じると見込まれる経費について、市が単独で補助を行うことにより保育サービスの向上と法人の経営安定化支援を行ってきたものであります。

これらの補助金につきましては、継続が必要なもの、終期が設定されているもの、今後見直し予定となっているものがありますので、給付費との関連等を見ながら対応してまいりたいと思います。

また、積立金につきましては、法人の努力により給付費の中から将来の施設の建て替えや大規模な修繕、人件費の不測の支出に備える必要があることから行われているものと認識しております。

次に、両法人の保育士の給与差額につきましては、同じ年齢の方でも勤続年数に違いがあるなど単純に比較することはできませんが、初任給基準や平均給料月額には大きな違いはないと思います。

なお、勤勉・期末手当の支給月数については、若干の開きがあるようであります。それぞれの法人の財務状況や職員数等を鑑みて、法人として決定することではありますが、まずは両法人の情報交換の場を設けるなど、市としてかかわれる部分につきましては、今後役割を担っていきたいと思っております。

次に、両法人の将来的方向についてであります。大曲保育会は昭和39年に設立され、大曲地域の乳幼児保育の中心的な役割を担っており、51年の歴史があります。一方、大空大仙は、市町村合併後の平成19年度に旧町村の公立保育所等の法人化の受け皿となる児童福祉を担う公共性の高い法人として設立されました。

現在、大曲保育会は14施設、大空大仙は12施設で、それぞれの法人の理念に基づき地域の特徴を活かした教育・保育を実施しており、一定の規模で運営がなされているものと認識しております。設立の経緯や財務状況等の違いはあるものの、それぞれが地域との太いつながりを活かしながら、お互いが切磋琢磨し、サービスの一層の向上に結

びつけていただけるよう期待しているところであります。

なお、議員ご提案の人事交流につきましては、それぞれの保育の特徴を活かす機会になり得ると思いますし、また、両法人でも将来的にはこの問題について考えていらっしゃるようでありますので、今後、法人の意向を伺いながら実現に結びつけてみたいと思っております。

**【栗林市長 降壇】**

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対する再質問ございますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、25番。

○25番（本間輝男） ありがとうございます。日頃より、何でもなく、ごく当たり前のよう感じておるものであっても、今一度振り向き、思い直す、考え直すといった姿勢は、行政運営では絶対に必要とされます。これからの大仙市を担う子どもたちを、市民とともに育て上げる決意をして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（千葉 健） これにて25番本間輝男君の質問を終わります。

**【25番 本間輝男議員 降壇】**

---

○議長（千葉 健） 次に、日程第2、議案第50号から日程第74、議案第122号までの73件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第50号から議案第122号までの73件は議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（千葉 健） 次に、日程第75、議案第123号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

**【栗林市長 登壇】**

○市長（栗林次美） 議案第123号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の草薨充雄氏が昨年12月に逝去され、欠員となっております同委員会委員の後任として、武野りつ子氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

**【栗林市長 降壇】**

○議長（千葉 健） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 異議なしと認めます。よって本件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 討論なしと認めます。

これより議案第123号を採決いたします。本件は同意と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

---

○議長（千葉 健） 次に、日程第76、議案第124号から日程第78、議案第126号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤総務部長。

**【佐藤総務部長 登壇】**

○総務部長（佐藤芳彦） それでは、資料No. 4の追加議案書をご覧ください。

2ページをお願いいたします。

議案第124号、仙北中央地区簡易水道浄・配水場建設工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、仙北地域の中央地区において整備いたします簡易水道浄・配水場建設工事請負契約につきまして、荒屋舗建設・はりま建設特定建設工事共同企業体と契約額6億1,560万円で契約を締結することにつきまして、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、補正予算の関係であります。

お手元の資料No. 5大仙市補正予算〔3月補正②〕と書いた資料をご覧願いたいと思います。

1ページをお願いいたします。

議案第125号、平成27年度大仙市一般会計補正予算（第8号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、大豆栽培モデル対策事業費の助成額の確定に伴い、補正をお願いするものでございます。

歳入歳出の予算総額に、それぞれ2,323万9千円を追加し、補正後の予算総額を496億3,480万5千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入の関係であります。

10款地方交付税は、特別交付税として626万円の補正、19款繰越金は、前年度繰越金として1,697万9千円の補正であります。

次に、歳出の関係です。

6款農林水産業費は2,323万9千円の補正でございます。

大豆栽培モデル対策事業費は、大豆生産の振興を図るため、大豆の品質向上、生産拡大に取り組む経営体を市単独事業により支援しております。先の12月定例会におきまして、平成27年産の大豆の栽培面積等の増加に伴う増額補正をさせていただいております。その時点におきましては、品質・収量にかかわる助成額につきまして、過去の実績を考慮して積算しておりましたが、今般、平成27年産大豆の乾燥調整及び全量検査の結果が2月末にまとまってございます。品質・収量とも過去の実績を大きく上回ったため、最終的な助成額が12月補正後の予算額をさらに上回ることから、助成金の増額補正をお願いするものでございます。

以上が一般会計であります。

続きまして、特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

議案第126号、平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、仙北中央地区簡易水道整備事業費の確定に伴い補正をお願いするものでございます。

歳入歳出の予算総額から、それぞれ6,166万2千円を減額し、補正後の予算総額を18億306万4千円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

継続費の関係でございます。当初、仙北中央地区簡易水道整備事業の全工事を一括発注することで継続費を設定しておりましたが、配水管布設工事につきましては分割して発注したことに伴い、当該工事につきましては今年度で完成となります。このため、浄水場と配水場の建設工事のみが継続費の対象となることから、今般、総額と年割額の変更について補正をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

歳入の関係であります。

3款国庫支出金は、簡易水道等施設整備費補助金として6万2千円の減額補正、8款市債は、簡易水道整備事業債として6,160万円の減額補正でございます。

歳出の関係です。

2款事業費は6,166万2千円の減額補正であります。

仙北中央地区の簡易水道整備事業費の実施設計業務委託料、配水管布設工事等の事業費が確定したことに伴う減額補正でございます。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（千葉 健） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第124号から議案第126号までの3件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（千葉 健） 次に、日程第79、陳情第42号から日程第81、陳情第44号までの3件を一括して議題といたします。

本3件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（千葉 健） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、3月9日から3月17日まで9日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって、3月9日から3月17日まで9日間、休会することに決しました。

---

○議長（千葉 健） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる3月18日は、本会議第4日を定刻に開議いたします。

ご苦労様でした。

午前11時52分 散 会

